

桐生市地域おこし協力隊（桐生地区・地域振興）募集要項（令和8年4月委嘱用）

活動概要	<p>移住・定住の促進と繊維産地桐生の活性化を図るための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 繊維産業の担い手確保に向け、繊維産業に関心を持つ方を関係団体等につなげる業務 ○ 川上（糸等）から川下（小売・販売等）までの産業構造を持つ繊維の総合産地桐生の調査・魅力発信業務 ○ 繊維産業に関心を持つ若者やクリエイターが集まる仕組みづくりや産地ツアーや、リノベーションワークショップなどのイベント企画運営業務 <p>アートによる地域の活性化を図るための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域とアーティストをつなぐ業務やアートイベントの企画運営業務 ○ 東京藝術大学と連携して実施するアートプロジェクトの企画運営業務
募集人数	2名
募集対象	<p>歓迎する人物像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 繊維産業に関連した業務の経験がある方 ○ アート活動・芸術祭マネジメントの経験のある方 ○ 任務に意欲的で、新しい環境に柔軟に対応できる方 ○ 関係団体や地域住民など多様な主体とコミュニケーションを図れる方 ○ さまざまなステークホルダーとの調整や交渉ができる方 ○ 自ら率先し、各所と調整しながら柔軟に行動し、企画等を完遂できる方 ○ パソコン（Word、Excel、PowerPoint等）の操作やインターネット・SNS等を活用できる方 <p>応募できる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三大都市圏をはじめとする都市地域等※から本市に生活の拠点を移し、委嘱後速やかに住民票を異動させることができる方 ※ 詳細についてはお問い合わせください。 ※ すでに市に移住している人は対象外です。 ○ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方 ○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
活動場所	桐生地区内の市が指定する場所
活動時間等	<p>①活動時間は、原則として1日6時間、週30時間です。</p> <p>②市が必要と認める場合には、①の範囲内で活動時間を調整することができます。</p> <p>③休暇日は、市が委託先と協議の上、決定します。</p> <p>④その他の事項については、原則として雇用契約書や委託先の就業規則等に基づくものとします。</p>
雇用形態・期間	<p>①桐生市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、桐生市長が委嘱します。</p> <p>②市が業務委託契約を締結した委託先が雇用します。</p> <p>③委嘱期間は1年間とし、最長3年間まで任期の延長が可能です。</p> <p>※市が隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、委嘱期間内であつ</p>

	<p>ても、解任することができます。</p> <p>④任期の開始は令和8年4月1日（水）を予定しています。</p>
給与・賃金等 (予定)	<p>①報償費：月額 291,000 円</p> <p>※上記から、自己負担分の所得税、社会保険料（厚生年金保険、健康保険、雇用保険）等を控除して支給します。</p> <p>※賞与、時間外手当、退職手当の支給はありません。</p> <p>②自動車借上料（燃料費を含む）：月額上限 7,000 円</p> <p>※活動の際に使用する場合に支給します。</p> <p>※必ず任意保険に加入（自己負担）し、対人保証は無制限、対物保証は 1 千万円以上としてください。</p> <p>③パソコン、プリンター借上料（通信費を含む）：月額 6,000 円</p> <p>※活動の際に使用する場合に支給します。</p> <p>④住宅賃借料：月額上限 50,000 円</p> <p>※転居に係る費用や生活備品、共益費、光熱水費、住居に係る敷金・礼金等の経費は自己負担とします。</p>
待遇・福利厚生	<p>①委託先で社会保険（厚生年金保険、健康保険、雇用保険等）に加入します。</p> <p>②活動期間中は、市の予算の範囲内で活動に要する経費（消耗品費、備品購入費、印刷製本費、研修参加費、旅費等）を支給します。</p> <p>③事前の届け出により、活動に支障がない範囲で就業等（副業）が可能です。</p> <p>④活動終了後の起業や定住を支援する補助金があります。</p>
応募受付期間	令和8年1月20日（火）から2月13日（金）まで
応募方法	<p>下記①～③の書類を、直接、郵送、Eメール等で提出してください（郵送の場合は受付終了日までに必着）。</p> <p>①応募用紙</p> <p>②住民票抄本（住所、氏名、生年月日、性別が分かるもので、募集開始日以降のもの）</p> <p>③本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカード等、住所、氏名及び生年月日を確認できるもの）</p> <p>※応募に係る経費（書類、交通費等）については自己負担です。</p> <p>※提出いただいた書類は返却しません。</p>
選考の流れ	<p>第一次選考（書類審査）：募集期間終了後、結果を文書で通知します。</p> <p>第二次選考（面接審査）：詳細については、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。</p>
問い合わせ・応募先	<p>桐生市 共創企画部 企画課移住定住推進室「地域おこし協力隊募集」宛</p> <p>住所：〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1</p> <p>TEL：0277-32-3812（直通） FAX：0277-43-1001</p> <p>MAIL：ijuteiju@city.kiryu.lg.jp</p>
その他	本募集は、令和8年度当初予算成立後に速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものです。令和8年度当初予算成立が前提のため、内容の変更や、場合によっては委嘱予定が取り消しになる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

<参考>

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。